

国土交通省中部運輸局

令和4年11月4日14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 江口、北口、松本

TEL 052-952-8036

名古屋地区タクシーの運賃改定について

令和4年3月から同年6月までに提出されておりました、名古屋地区（次ページ略図参照）におけるタクシー運賃改定要請について審査した結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

(1) 増収率：11.88%

(2) 新運賃の内容（別添1のとおり）

※普通車上限運賃額を抜粋

車種区分	改定運賃（上限運賃）				現行運賃（上限運賃）			
	初 乗		加 算		初 乗		加 算	
普通車	1.011km	500円	232m	90円	1.031km	450円	231m	80円

(3) 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

(4) 新運賃の実施日：令和4年12月5日（月）

(5) 査定の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。

このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、名古屋タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること。」について指導をすることとしています。